

女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理（案）

I. これまでの議論の整理

- 安倍政権の成長戦略である日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」とされている。政府税制調査会においては、本年3月の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議における麻生財務大臣の「この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していく」とのご発言、安倍総理大臣の「女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってもらいたい」とのご指示を受け、議論を開始した。
- 女性の働き方の選択に関しては、他の制度が大きな影響を与えており、税制のみで解決を図ることは困難であるが、税制の在り方としては、働き方の選択に対してより中立的な税制を構築していくべきとの議論が多くなされた。また、個々人を納税者とする個人単位課税を基本とし、各種控除により個々人の事情に配慮する現行個人所得課税の基本的な仕組みは、将来の構造変化に対しても有効と考えられるとの意見が多くあった。
- その上で、税制における見直しの方向性として、以下の意見が示された。
 - ① 女性の様々なライフステージにおいて中立的かつ公平な税制を目指すべき、
 - ② 制度的な対応が行われたものの「心理的な壁」が残っており、結果として配偶者の就労を抑制する効果をもたらしうる現行の配偶者控除の仕組みは見直すべき。
- 他方、
 - ③ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から一定の斟酌を残すことも必要、との意見もあった。

- 具体的な検討にあたっては、専業主婦世帯、共働き世帯といった世帯類型に関わらず、夫婦2人で受けられる控除の合計額が同額となるような控除の仕組みについて、その考え方を整理しながら検討していってはどうかといった意見があった。なお、見直しに当たっては、負担の変動や実施のタイミング、実務面の執行可能性等に留意すべきとの意見があった。他方、各控除は密接に関係しており、個人所得課税の課税ベースや控除の在り方^(注)等について、中長期的な観点から、幅広く議論を深める必要があるとの意見があった。また、検討に当たっては地域別や所得階層別の控除の適用実態を把握すべきとの意見があった。

(注) 例えば、扶養控除をはじめとした人的控除、給与所得控除、公的年金等控除の在り方等についての指摘があった。

更に、就労をできる限り阻害しない、働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するには、税制のみで問題解決を図ることは困難であり、社会保険制度や企業の賃金（手当）制度の問題への対応や保育所整備などの仕事と子育て等の両立支援、就労促進策、更には企業による多様かつ柔軟な働き方の提供等を含めた総合的な政策パッケージによる取組が不可欠であるとの意見が多くあった。

II. 政府税制調査会における今後の議論の進め方

- 当税制調査会としては、女性の働き方の選択に対して中立的な社会制度を構築していくためには、税制にとどまらず社会保険制度や企業の賃金制度等における課題に対しても合わせて検討が進められることが必要と考える。その中で、税制としてどのような対応が考えられるか、これまでの議論を踏まえ、引き続き幅広く検討を進める。
- 更に、個人所得課税について、経済社会の構造変化や厳しい財政事情等も踏まえ、所得再分配機能や財源調達機能といった、基幹税としての役割を適切に発揮させるため、課税ベースや控除の在り方等についても、中長期的な観点から、幅広く議論を行っていく。